



令和7年2月10日

各 位

会 社 名 トモニホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長兼CEO 中村 武
(コード番号 8600 東証プライム)
問合せ先 常務取締役経営企画部長 藤井 仁三
(TEL 087-812-0102)

譲渡制限付株式報酬制度の導入検討開始に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の一部見直しを行い、株式報酬について現行の株式報酬型ストック・オプション制度に代え、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつき検討開始することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「当社の対象取締役」といいます。）を対象として、これまで以上に株主の皆さまとの価値共有を進め、中長期的な業績向上と企業価値向上へのインセンティブ効果をより一層高めることを目的とする株式報酬制度であります。

当社は、役員報酬制度のうち株式報酬について、平成23年6月29日開催の当社第1期定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプション制度の導入につきご承認いただくとともに、監査等委員会設置会社への移行を踏まえ、平成27年6月26日開催の当社第5期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額（以下「基本報酬枠」といいます。）を年額2億5,000万円とすること、また、これとは別枠で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額7,000万円以内の範囲で割り当てることにつきご承認いただいております。

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとして機能することを主眼として、役員報酬体系について上記のとおり整備してまいりましたが、株価上昇によるメリットと株価下落によるリスクを株主の皆さまと共有し、これまで以上に株主の皆さまとの価値共有を進めることで、より一層の企業価値の向上を中長期的に実現することを目指して、今回、本制度の導入検討を開始するものであります。

2. 本制度の導入の条件等

本制度の概要等につきましては、今後検討していく予定であり、詳細が決定次第、速やかにお知らせいたします。

今後、本制度を導入する場合には、本制度に係る報酬を支給することにつき、令和7年6月開催予定の当社第15期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において株主の皆さまのご承認をお願いする予定であります。

なお、本株主総会において本制度に係る議案が承認可決されることを条件に、既に付与済みのものを除き、現行の株式報酬型ストック・オプション制度は廃止することとし、今後、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わない予定であります。

また、当社は、本株主総会において本制度に関する議案が承認可決されることを条件に、当社の子会社である株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対しても、当社の対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を支給する予定であります。

以 上